

令和2年第3回大木町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和2年6月11日（木） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	的場哲也
副町長	益田富啓	健康・福祉課長	田中美知子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
企画・環境課長	野田昌志	学校教育課長	内藤智之
会計課長	川村九州生	生涯学習課長	中村和也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

- ①会期の決定について
- ②町長の挨拶
- ③専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算第1号）
- ④大木町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑤大木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑥大木町税条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑦大木町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- ⑧大木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - ⑨令和2年度大木町一般会計補正予算（第4号）について
 - ⑩令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ⑪令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - ⑫財産の取得について
 - ⑬大木町農業委員会委員の任命について
 - ⑭大木町農業委員会委員の任命について
 - ⑮大木町農業委員会委員の任命について
 - ⑯大木町農業委員会委員の任命について
 - ⑰大木町農業委員会委員の任命について
 - ⑱大木町農業委員会委員の任命について
 - ⑲大木町農業委員会委員の任命について
 - ⑳大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉑大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉒大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉓大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉔大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉕大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉖大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉗大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉘大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉙大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉚大木町農業委員会委員の任命について
 - ㉛令和元年度大木町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - ㉜令和元年度大木町水道事業会計繰越費繰越計算書について
 - ㉝諸般の報告
 - ㉞一般質問
 - ㉟大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
 - ㊱大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
 - ㊲会議録署名議員の指名について
- 追加日程
- ①町道の路線の認定について

8. 議事

議長 皆様、改めましておはようございます。

令和2年6月第3回大木町議会定例会の開会に先立ち、去る6月2日に町内クリークに転落され、その後一命を落とされるという痛ましい事故が発生してしまいました。クリーク転落水難事故におきまして亡くなられたご兄弟に対しまして、心からのご冥福をお祈りいたしますとともに、このような痛ましい事故を起こさないという決意を胸に、ここで1分間の黙禱をしたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

起立黙禱

ありがとうございました。お直りください。

ご着席ください。

さて、クリークは、私たち大木町民の生活、文化とも密接な関わりがあるものの、その付き合い方も時代とともに変化してきております。町内においては、川祭りに代表される多くの伝統行事も開催され、農業用水、生活排水における活用、治水における役割など、我々の生活とは切り離すことのできない多くの恵みをもたらしてきたクリークですが、その関わりは薄れてきているようにも感じていた中での今回の事故の発生でした。

教育現場におきましては、堀が果たしてきた役割や文化、さらには遊びに至るまで子供たちに熱心にお伝えをしてこられていたと思います。しかし、身近であるがゆえの油断というものは、子供だけでなく大人も、人間誰しもが発生することです。

今回の件を町民お一人一人が我が事として認識され、ここに改めてクリーク

への感謝の気持ちと同時に、その危険性も認知していただけるよう心から願う
ものであります。執行部におかれましては安全教育を充実させ、安全な地域環
境整備の拡充に尽力していただきますようお願いいたします。

町内では麦の収穫も終わられ、田植のシーズンとなり、田んぼには水が張ら
れ、本町らしい緑の風が吹き渡ってくる季節を迎えました。しかし、梅雨の時
期にも入りますので、自然の恵みをもたらしてくれると同時に、豪雨等の災害
が発生しないことを心から願うものであります。

6月に入りましても、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、本町に
おいては町民の皆様のご尽力とご協力により、一人の感染者の発生もなく、ひ
とまずの安堵をいたしております。しかし、県内においても新規感染者の発症
も見られ、第2波の懸念もある中、もう一踏ん張りのご協力をお願いいたした
いと思います。

そうした中、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙のところ、全
員元気出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会には、専決処分の承認、条例の改正、農業委員会委員の任命等の議
案となっております。いずれの議案も町政運営上重要なものであり、主権者た
る町民の皆さんの生活を守り、町政の発展、住民福祉の向上につながるもの
と思います。

議員の皆様には、議会人として十分な議論を尽くし、円滑に議事が進められ
るようご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがいまして、定足数に達し、定刻を過ぎま
したので、議会は成立いたします。

ただいまから令和2年第3回大木町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

去る6月5日、議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を求めます。小島裕司委員長。

小島委員長 皆さん、おはようございます。

去る6月5日、議会運営委員会を開催し、令和2年第3回大木町議会定例会の会期日程等について協議した結果、会期を本日から6月17日までの7日間と決定しておりますので、ご協力をお願いし、委員長の報告といたします。

議長 お諮りいたします。委員長の報告のとおり、会期を本日から6月17日までの7日間と決定することにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、日程第1、会期の決定については、本日から6月17日までの7日間と決定しました。委員長、報告ありがとうございました。

日程第2、ここで、議案審議に入る前に町長の挨拶を許します。境町長。

境町長 皆様、おはようございます。

本日ここに令和2年第3回大木町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、6月2日夕方、大溝小学校に通う、本当にサッカー好きの小学生兄弟が横溝地区国営水路に落ちて溺れるという痛ましい水難事故が発生をいたしました。弟の横田瑛斗君は翌3日に亡くなられ、兄の悠葵君は、意識不明の重体でしたが、必死の治療のかいもなく10日午前中に亡くなられました。本当に痛ましい事故であり、ご両親、ご家族、ご親族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

町内のクリークで起きた水難事故で2人の幼い貴い命が失われたことは、ご両親、ご家族に限らず多くの子供たちや学校、地域など町全体にとって大きな衝撃でございました。ご両親、ご家族の悲しみをしっかりと胸に刻み、このような痛ましい事故は二度と起こさないということを決意をして、町、教育委員会、学校をはじめPTA、地域など町ぐるみの協力をお願いし、必要な対策を早急に講じてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解をどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策では、福岡県の緊急事態宣言が5月14日に解除されましたが、宣言期間中においては、町民の皆様には感染拡大防止のための自粛生活をお願いし、大変なご不便をおかけいたしました。また、飲食店をはじめとする町内事業所にも大きな影響が生じましたが、これまでの第3弾にわたる事業所や町内生活支援対策を議会の皆様とともに協力して実施してまいりました。本議会における補正予算におきましても支援対策を盛り込んでおりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

また、10万円の特別定額給付金は、5月15日から口座への振込を開始し、6月10日、昨日までに96.82%の町民の皆様にご届けすることができました。職員が一丸となって対応した結果であり、小さい町ならではの強みを生かすことができたと思っておりますが、何といたってもコロナ対策におけるこれまでの

職員の苦労をねぎらいたいと思います。

本町においては、これまでのところ感染者は確認されておりませんが、まだまだ終息の見通しは立っておらず、コロナ感染症と付き合いながらの新しいスタイルの住民生活や事業活動が求められます。コロナ感染症の影響はまだこれから続くこととなりますが、必要な支援策においては迅速に実施してまいりますので、引き続き議員各位のご協力をお願い申し上げます。

さて、筑後地方の初夏の風物詩であります麦の収穫も無事に終わり、いよいよ田植のシーズンとなりました。この時期を迎えると、何となく町中が慌ただしくなり、豊かな田園空間と、人々の農の営みが美しい景観を守ってきたことに気づかされる時期でもございます。農村地域では、人口減少や高齢化の進展など様々な課題に直面しておりますが、農村の持つ強みを生かした持続可能なまちづくりに向けて邁進してまいりますので、皆様方のなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例議会に提案させていただきます議案は、専決処分の承認を求めることについて1件、条例の一部を改正するもの5件、補正予算では、一般会計1件、特別会計1件及び企業会計1件、財産の取得について1件、大木町農業委員会委員の任命について18件の合計28議案と2件の報告をお願いするものでございます。

いずれの議案も町政運営上緊要なものでございますので、慎重なるご審議の上、議決、同意賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

議長 町長の挨拶を終わります。

日程第3、議案第30号専決処分の承認を求めることについてを議題といた

します。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第30号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度大木町国民健康保険特別会計の収支不足が見込まれたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和2年度予算を繰上充用により対応をするため、令和2年5月20日付専決第8号として、令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ1,945万9,000円を追加し、それぞれの合計を18億3,579万2,000円とする専決処分を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。歳入歳出続けてお願いをいたします。田中健康課長。

健康・福祉課長 議案第30号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算第1号）についてご説明申し上げます。

議案書11ページ、12ページをお願いいたします。

歳出からご説明申し上げます。

10款1項1目前年度繰上充用金、21節補償補填及び賠償金、補正額とし

て1,945万9,000円でございます。

議案書9ページ、10ページをお願いいたします。

次に、歳入をご説明申し上げます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額として1,945万9,000円でございます。内訳としましては、4節医療給付費分滞納繰越分1,466万1,000円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分293万2,000円、6節介護納付金分滞納繰越分186万6,000円でございます。

本日お配りしました資料、国民健康保険事業特別会計予算繰上充用の仕組みでご説明いたします。

令和元年度国民健康保険特別会計の収支につきましては、専決処分を行った時点では69万8,000円の赤字で、その額に前年度繰上充用額1,876万1,000円を加えた1,945万9,000円を令和2年度会計から繰上充用するものです。

なお、専決処分後、5月分の国民健康保険税として311万円の収入があったため、単年度決算は241万2,000円の黒字の見込みです。9月議会で国保税収入を含めた決算承認後、12月に差額の補正を行う予定にしております。

決算におきましては、累積赤字額は1,634万8,000円の見込みです。また、前年度繰上充用額1,876万1,000円につきましては、平成30年度の赤字額であり、平成30年度、29年度決算の不足額215万6,000円に単年度赤字額1,660万5,000円を加えたものになります。この単年度赤字額には、返還金1,737万3,000円が含まれており、返還金がなければ平成30年度決算は黒字であったこととなります。

累積赤字額につきましては、平成29年度に赤字削減・解消計画を策定し、令和3年度から令和5年度までの3年間で赤字削減を解消することとしております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

日程第3、議案第30号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第30号本案については、原案のとおり承認されました。

議場内、暑い方、いらっしゃれば、上着のほうは取っていただいても結構です。

それでは、日程第4、議案第31号大木町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　　議案第31号大木町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するため、大木町国民健康保険条例の附則を追加する必要があることから条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。田中健康課長。

健康・福祉課長 議案第31号大木町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するために定めるものです。

傷病手当金につきましては、健康保険法等を根拠に、公的医療保険の被保険者が疾病または負傷に基づく業務に就くことができない場合に、療養中の生活保障として保険者から行われる給付であります。

これまで国民健康保険、後期高齢者医療制度では任意給付であり、行われていませんでしたが、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、国内の感染拡大防止の観点から、国が特例的に特別調整交付金として全額を財政支援するものです。

新旧対照表でご説明しますので、参考資料の1ページをお開きください。

大木町国民健康保険条例附則につきましては、現在、項立てで第1項から第3項まで定めていますが、これを条立てとし、第1条から第3条までに改め、新たに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、第4条から第6条までを追加するものです。

第4条第1項では、国民健康保険被保険者のうち給与所得者について、感染したときまたは感染が疑われるときに、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から傷病手当を支給することについて規定しております。

2 ページをお願いいたします。

第2項では、傷病手当の1日当たりの金額及び上限額について定めています。

第3項では、支給期間について定めています。

3 ページをお願いいたします。

第5条では、感染した場合または感染が疑われる場合において、給与の全部または一部を受けることができる期間は傷病手当を支給しないこと。ただし、受けることができる給与等の額が第4条第2項に定めた額より少ないときは、その差額を支給することを定めています。

第6条第1項では、第5条で給与等の額が第4条第2項に定めた額より少ないときにその差額を支給する場合、その額を支給額から控除することを定めています。

第2項では、第6条第1項により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することを定めています。

なお、ここで言う給与所得者には、個人事業主の家族で青色事業専従者及び白色事業専従者の給与支払いを受けている者も対象となります。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第31号については、会議規則第38条第3項の規

定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第4、議案第31号大木町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第31号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第32号大木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第32号大木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金を支給する条例改正が施行されたことに伴い、町において行う事務を追加する必要性が生じたことから条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。田中健康課長。

健康・福祉課長 議案第32号大木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例改正につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するために条例の一部を改正する条例の制定が行われ、それに伴い、町で行う申請書の受付事務を規定する必要があるため、定めるものです。

新旧対照表でご説明しますので、参考資料4ページをお開きください。

第2条では、町で行う事務について規定しています。

現行の第1項第8号を第9号とし、新たに8号を追加し、後期高齢者医療被保険者に対し、傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務について規定するものです。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第32号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第5、議案第32号大木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第32号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第33号大木町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第33号大木町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるもので、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。杉税務町民課長。

税務町民課長 議案第33号大木町税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

今回の大木町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、大木町税条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表に沿って説明させていただきますが、主な改正点のみを説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、新旧対照表6ページをご覧ください。

附則第10条の2第27項です。第27項が新たに創設されております。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、中小事業者が令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等を導入計画に従って取得をした機械については、以前より特例が適用されていましたが、新たに先端設備に該当する家屋及び構築物についても、3年間は固定資産税をゼロとする特例が適用されることとなります。

次に、その下になります。

附則第15条の2、軽自動車の環境性能割の非課税についての規定でございます。

令和元年10月1日から令和2年9月30日まで実施されている軽自動車税の環境性能割の軽減及び非課税の措置を、適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとする改正でございます。

次に、ページ一番下になります。

附則第24条の新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等でございます。

徴収猶予申請について町が審査し、申請書の訂正を求めた場合には、20日以内に申請書を訂正し、提出しなければならないとする徴収猶予の手続についての規定でございます。

続きまして、新旧対照表8ページをお願いいたします。

第2条関係でございます。

附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について新設してあります。

内容としましては、主催者の申請に基づき、文化庁、スポーツ庁が指定したイベントが中止されチケットの払戻しを受けないことを選択された方は、その金額分を寄附とみなし、寄附金控除を受けられる新たな制度でございます。

例えば、1万円のチケット代金を払い戻さずに寄附とした場合、所得税と住民税を合わせて4,000円減税となる内容でございます。

なお、5月29日現在で、指定されている福岡県内で開催される予定だった演劇、音楽、スポーツ観戦イベントについて、6イベントが指定をされております。

続きまして、附則第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について新設がされております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合についても、期限内に居住したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう、適用要件を弾力化する改正を創設するものです。

以上が改正の内容となります。

施行日に関しましては、1条関係が公布の日から、2条関係が令和3年1月1日から施行となります。

以上で大木町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第33号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第6、議案第33号大木町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第33号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第34号大木町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第34号大木町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。杉税務町民課長。

税務町民課長　議案第34号大木町手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、マイナンバーの通知カードが廃止されたことに伴い、本町手数料条例から通知カードの再交付に要する手数料を削除する必要が生じたため、改正するものであります。

新旧対照表9ページをお願いいたします。

別表の改正でございます。

番号利用法第7条第1項に規定する通知カードの再交付の項を削除し、それに伴い、個人番号カード再交付手数料の事務の内容から、字句の削除ですね、丸以下「番号利用法」という丸を削除したものでございます。

以上で大木町手数料条例の改正の説明を終わらせていただきます。

なお、廃止後のマイナンバーを証明する書類としては、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明、内容に変更がない場合は通知カードも証明書として使うことができます。

以上で大木町手数料条例の一部を改正する条例につきましてのご説明を終わらせていただきます。

議長　所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第34号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第7、議案第34号大木町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第34号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第35号大木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第35号大木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、大木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の規定の整備を行う必要がございますので、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。的場こども未来課長。

こども未来課長 議案第35号大木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたし

ます。

大木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関しましては、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針において、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとされ、今般、研修事項の拡充を図るため、中核市（政令で指定する人口20万以上の市）も同研修を実施ができるように、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が公布され、令和2年4月1日に施行されました。

本町といたしましては、省令に従い、同様に条例の改正をするものでございます。

本条例の改正内容につきましては、お手元の参考資料、新旧対照表でご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

第10条第3項の「指定都市」の次に「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加えております。

なお、改正した条例は、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第35号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第8、議案第35号大木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第35号本案については、原案のと

おり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を10時25分といたします。

休憩	10時14分
再開	10時25分

議長　それでは、再開いたします。

日程第9、議案第36号令和2年度大木町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第36号令和2年度大木町一般会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、令和2年度大木町一般会計予算に歳入歳出それぞれ5,337万9,000円を追加し、それぞれの合計を79億3,465万1,000円として計上するものでございます。

その主なものといたしましては、歳入では、公立学校情報機器整備費補助金4,162万5,000円、財政調整基金繰入金300万円、消防団員退職報償金154万3,000円、コミュニティ助成金220万円、また、歳出では、公共施設改修工事費として320万4,000円、コミュニティ備品購入費234万8,000円、夢あふれるまちづくり事業交付金として115万8,000円、プレミアム付商品券事業への追加助成として300万円、小・中学校

の情報機器購入事業費として4, 162万5, 000円を計上いたしております。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。

まず、歳出の説明を1款議会費より順次説明を願います。川村会計課長。

会計課長 それでは、議案書15ページ、16ページをお開きください。

歳出予算補正から説明いたします。

1款1項1目議会費115万5, 000円のマイナス補正です。8節旅費で同額を計上しています。全国町村議会議長会の正副議長会が中止になったもの、また、本年度予定していた国への政策提案活動及び視察研修事業の実施が見込めないために減額を行うものです。

以上です。

建設水道課長 2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費320万4, 000円の増額補正をお願いしています。14節工事請負費で同額を計上しています。学校施設の維持管理を行っていく上での緊急性を要する大荒小学校及び木佐木小学校の小規模改修工事を行うものです。

以上でございます。

企画・環境課長 6目企画費、補正額の増減はありませんが、予算の組替え

をお願いしております。

町の魅力を広く伝えることを主な業務とする地域おこし協力隊に対する委託料のうち、活動費相当として計上しておりました51万7,000円を減額する一方で、業務に必要な消耗品費1万8,000円のほか、編集用ソフトの利用料9万9,000円、編集用パソコン購入費40万円をそれぞれ計上しております。

以上です。

総務課長 10目情報処理費11万8,000円の補正をお願いしております。10節需用費、同額です。

内容としましては、インターネット用サーバーのUPS（無停電電源装置）のバッテリー交換が必要となりましたので、修繕料としてお願いするものです。

以上でございます。

企画・環境課長 11目まちづくり活性化推進事業費350万6,000円の補正をお願いしております。

17節備品購入費234万8,000円は、このたび宝くじ益金によるコミュニティ助成事業の助成金が決定したことに伴い、土甲呂公民館に設置するエアコンをはじめ大溝コミセンに備えるテントやテーブル、椅子、福間公民館の音響設備などの備品を購入する費用です。

18節負担金補助及び交付金115万8,000円は、ふるさと納税で造成した夢あふれるまちづくり基金を活用した事業として、大莞少年消防クラブが提案した、当クラブによる太鼓伝承事業に対して交付金を交付するものです。

以上です。

こども未来課長 17ページ、18ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉費41万8,000円の補正をお願いしております。12節委託料は同額でございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言が発令されたことにより、登園自粛要請に応じていただいた家庭について、国基準の利用負担額を日割計算し、国への実績報告書に反映させるため、子ども・子育て支援システムの機能を追加するものでございます。

以上でございます。

産業振興課長 6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産費で22万7,000円の補正をお願いしています。18節負担金補助及び交付金、同額です。

大木町畜産振興総合対策事業費は、アフリカ豚熱の発生予防策に必要な動力噴霧機を整備することにより、農場の衛生管理レベルの向上を図ることを目的に行うもので、本県の畜産振興の補助事業の一つのメニューでございます。ふくおかの畜産競争力強化対策事業費を活用し、補助事業を行うものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費300万円の補正をお願いしております。18節負担金補助及び交付金、同額です。

この補助金は、個人消費を喚起して地域経済の活性化を図るため、町商工会が行うプレミアム付商品券の発行支援を行うものでございますが、福岡県4月臨時議会におきまして、新型コロナウイルス感染症の終息後、個人消費を一層喚起し、地域経済の回復を図るための措置といたしまして、プレミアムの助成拡大のための補正予算が可決され、それを受け、本町におきましても、発行規模及びプレミアム率の引上げを検討いたしまして、プレミアム率、当初10%

から20%に高め、販売額につきましては5,000万円、プレミアムを含む5,500万円から販売額7,500万円、プレミアム分を含めると9,000万円の発行に増やし、町商工会が実施されます地域振興券事業をさらに支援するための補正をお願いしております。

以上でございます。

総務課長 9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費154万3,000円の補正をお願いしております。7節報償費、同額です。

当初予算において、消防団員の退職報償金見込額として300万円を計上していましたが、令和元年度末で退職した消防団員15人分の退職報償金が総額454万3,000円と確定したので、追加予算額として154万3,000円をお願いするものです。

なお、財源につきましては、消防団員公務災害補償等共済基金から同額が交付されることから、歳入予算の諸収入に計上しております。

以上でございます。

学校教育課長 10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費89万3,000円の補正をお願いしております。

次のページをお願いいたします。

この補正は、令和2年度当初予算において、車両購入費として予算計上しておりましたが、令和元年12月議会での気候非常事態宣言も踏まえ、今回電気自動車に変更するためのものがございます。

補正の内訳としまして、14節工事請負費23万6,000円は、電気自動車が町で3台目となることから、電気の分電盤、現在50アンペアのものを7

5アンペアに引き上げまして、そこからの充電設備の工事が必要となるための電気設備工事費でございます。

17節備品購入費65万7,000円は、当初予算170万3,000円だったものを電気自動車とするために、車両購入費として増額するものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費2,853万円の補正をお願いしております。この補正は、国のGIGAスクール構想の早期実現、公立学校情報機器整備費補助金により、児童生徒が使用するタブレット上のパソコン端末整備をするためのもので、補助割合は定額1台上限4万5,000円となっております。17節備品購入費の同額で、町内の小学校に国の補助対象となる児童約3分の2に当たる634台を整備するためのものでございます。

3項中学校費、2目教育振興費1,309万5,000円の補正をお願いしております。この補正は、2項の小学校費と同様に中学生にもタブレットによるパソコン端末整備をするためのものでございます。国の補助対象となる生徒の約3分の2に当たりますものでございます。17節備品購入費の同額で、291台を中学校に整備するものでございます。

以上でございます。

議長　それでは、以上で歳出に関する所管課長の説明を終わります。

続いて、歳入の説明を所管課長に求めます。川村会計課長。

会計課長　それでは、続いて歳入の予算補正を説明いたします。

11ページ、12ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金4,162万5,

000円の補正です。

歳出で申しあげましたGIGAスクール構想早期実現のためのパソコン端末整備に対する補助金で、小学校分が2,853万円、中学校分が1,309万5,000円、それぞれ内訳となっております。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金22万7,000円の補正です。歳出で申しあげました大木町畜産振興総合対策事業、こちらに対する県からの補助金を計上いたしております。

17款1項寄附金、2目総務費寄附金58万円の補正です。

内訳といたしまして、ふるさと納税寄附金57万9,000円は、歳出で説明いたしました大莞少年消防クラブによる太鼓伝承事業、こちらに対する交付金の原資として計上いたしております。

また、残りの1,000円につきましては、おおきの環・新型コロナウイルス支援寄附金の制度を設け、予算を計上したものです。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金300万円の補正です。プレミアム商品券発行支援事業の財源として不足する分を計上いたしております。

3目大木町夢あふれるまちづくり基金繰入金57万9,000円は、活用事業である大莞少年消防クラブによる太鼓伝承事業、こちらへ充当するため計上をいたしております。

19款1項1目繰越金46万5,000円の補正です。前年度繰越金より財政調整のため計上しています。

20款諸収入、5項2目雑入380万3,000円の補正です。

いずれも歳出予算に関連し、財源としてそれぞれ交付が決定されたものではありますが、内訳として、消防団員退職報償金154万3,000円は、歳出で

も申し上げましたとおり、退職報償金の原資として消防団員公務災害補償等共済基金より受け入れるものです。

コミュニティ助成金220万円は、宝くじ益金による地区公民館等への備品購入事業へ充てられるものです。

また、有料広告掲載料収入6万円は、新たに公用車への広告掲載の申出があり、掲載料収入を計上いたしております。

21款1項町債、7目教育債310万円の補正です。

総合体育館大規模改修事業において、右側説明欄にあるとおり、2つの起債借入れを計画をいたしているところ、それぞれ起債対象額が確定し、起債の上限額が変わったことから増額分を計上するものです。

なお、歳出において、これに対する財源項目補正を行っています。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 歳出のほうで、16ページにありますまちづくり活性化推進事業で、夢あふれるまちづくりプロジェクト推進の中で、大莞小学校の少年消防団の太鼓伝承事業があるということです。

もう少し詳しく、非常に伝承することはいいことだと思うんですが、どのような伝承の仕方をやっていくのか。伝承するとなってくると、指導者を育成するのかどうなのか分かりませんが、毎年予算が発生してくるものなのか何なのか、その辺、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画・環境課長 ご質問にお答えいたします。

今回まちづくり交付金の対象となりました大莞少年消防クラブの太鼓伝承事業については、実は、長らくこの団体はいろんな活動をやってきてまいっております。その中で、太鼓のほうはもう随分と傷んできているということで、基本的には、この予算の中身は太鼓の購入と一部太鼓の修理、皮の張り替え、そういったものに充てられる費用となっております。

取組については、小学校または地元消防団がしっかり関わって運営をやっておりますので、そういった団体と協力しながら伝承していくというような提案になっております。

以上です。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 すみません、少し私の理解度が足りないのかもしれませんが、けれども、太鼓の修理であれば修理費、伝承となってくると、やはり長年ずっと伝承していくというふうに僕は認識しているんですけども、いわゆる指導者の育成にしる何にしる、毎年何がしかの、そこへ予算を投入していくというふうに認識していたんですが、今の課長のお話だと、太鼓の修理という話になると、これはもう単なる少年消防団に対しての修理費というふうな項目ではいけないのかなという気がするんです。

そういうふうを感じるのは、もう一つ、たしか上牟田口でも獅子舞の伝承と

かいろんなものがあるかと、各地域にもいろんな伝承事業があるかと思えます。それに対しても、夢あふれるまちづくりプロジェクト推進事業として申請すれば、伝承をしていくのかなど。例えば、今のような修理に対しても、この伝承事業というふうに捉えていくのであれば、上牟田口に限らず、獅子舞にしても何にしてもやっぱり劣化が見込まれますので、その修理費として申請できるのかなというふうに思っております。その辺の考え方の整理を少しお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長　それでは、答弁を許します。野田企画課長。

企画・環境課長　ご質問にお答えいたします。

この夢あふれるまちづくり事業の提案制度につきましては、最初の予算のときにもご説明いたしましたとおり、ふるさと納税で寄附をいただいた分1億8,500万円を造成して基金をつくったものでございます。目的としては、町民の方から広い視野で事業の提案を募集することにより、夢に満ち、魅力あふれるまちづくり事業の創設を図り、もって町民の福祉増進に資することを目的とした事業でございますので、基本的には町民の皆さん方からご提案をしていただくことが基本になっております。

提案すれば全て、じゃ、この事業に交付するのかということではございませんで、実は、この事業については、選考委員会というものをつくっております。この選考委員会については、全部で委員を8名以内で組織しております。町民の公募委員、学識経験者、町職員、そういった者で内容を審査して、そこで認められたものが今回ふるさと納税の寄附の使途目的として上げて、いわゆる使途目的を明確にした事業として上げて、その事業に寄附が集まれば、事業を執

行していくと、そういった制度になっております。

そういうことで、今、ご指摘の上牟田口の取組につきましても、一応ご提案していただければ、こういった選考委員会のほうで選考の上、事業採択するかどうかについてを判定していただいて、実行していくという形になろうかと思えます。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 16ページ、これは工事請負費の公共施設マネジメント推進事業のところ、320万4,000円上がっているんですけども、この額というよりかは、私、昨年度までは文教厚生の方に籍を置いてまして、いろいろ学校訪問とかさせていただいて、細かいところはいっぱいあるんですよ、いろんな学校からの要望が。それに対して、今まで学校教育課のほうで一応対処するというので、実際やるのは、いわゆる建設水道の営繕という分のほうで担当して、いろいろ積算してみたり、いわゆる請負の事務を担当しておったと。

今年度から予算も含めて建設水道のほうで担当するというふうに変ったということで、やり方については、これがまともかなと。実際やるところがいつも情報を学校から入手して、じゃ、いつ頃やったらいいとか、これは早くやったほうが安く済むとか、そういう判断をして、全体的に、やはり町として安く済むように計画を立てていく必要があると。大きな大工事につきましては、これはまた別のところで、いわゆる長期計画とか、そういうものでやっているんですけども、細かいそういうものについては、やはり建設水道の営繕あたり

を中心に進めていったほうが安いし、効率的にいくと。

ところが、よくよく聞いてみますと、いわゆる今の建設水道のほうの事業を見ますと、どうも対応できるような事業にないというふうに私は感じられているわけです。これにつきまして、ちょっと町長、今後非常に大事なことから、学校は危険があるところもありますし、逆に言えば、ここを早く直したほうが安く済むというようなこともありますので、一回町長の意見をお聞きしたいというふうに思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 10番、古賀議員のご質問にお答えいたします。

本당にご指摘いただいたとおりで、これまでの営繕業務の在り方が、施設を管理する担当課が主にやっていて、効率があまりよろしくないんじゃないかと、そういうお話も伺ってございましたけれども、やはり営繕業務に関しては、専門的な知識を持つ技術者がいるところが全体的に主管してやったほうがいいという、そういうことで、今年は建設水道課の営繕係のほうに軸足を置いて、全ての公共施設について営繕業務を担っていただくということで、実際、一級建築士の方にも関わっていただきまして、そういう学校等を含めた公共施設の点検をやっていただいて、とにかく緊急性の高いものは対応していくという、そういうような形で取り組んでいただいているところでございます。

正直申し上げて、議員ご指摘のように、じゃ、営繕業務を建設水道課が全てやる、もしくは一般の建設工事等に関しても建設課がやるということで考えてはおりますけれども、まだまだ体制が十分でないということはお指摘のとおりでございます。これにつきましては、早急に技術職を含めて、体制の充実を図

っていききたいというふうに考えておりますけれども、今年にしましては、人員の補給について間に合わないという状況でありますので、そういうところについては、それぞれの施設の管理課とうまく協力して、建設水道課を中心に効率的な、しかもできるだけ早い対応をしていききたいというふうに考えております。

体制については、今後、来年に向けてしっかりとした体制を整えていくということで考えてもらいたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長　よろしいですか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　今、町長の意見で、早急に、やり方については、これは本当にまともだと思います。今までやっぱり長い間、学校のほうから、本当に何年間も待ち続けているというようなことがいっぱいありました。だけど、これどうなっているんだというふうに、議会のほうも、本当に以前からそういう意見があったわけなんですけれども、ようやくこういうことにおきましては体制を整えるということですから、ぜひこれにつきましては、ひとつ町長、頑張って人員を整えて、それから職員のスキルアップ、これも当面はいわゆる外部の力をお借りするとしても、今後、やはり建設水道課のスキルアップということもやっていただきたいというふうにお願いいたします。

以上です。

議長　ほかに質疑ございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　思い切り関連質問ということになると思うんですけども、興味もあるんでお尋ねしたいんですが、今、ニュースで話題になっていますけれども、山口県の何とか町でしたか……

議長　田布施ですか。

益田隆一議員　ですかね、はい。で、多分執行部の皆さんもご存じだと思うんですけども、職員の内部告発によって、こういうふうのパワハラを受けているという話がありました。本町ではそういうことはないと思うんですけども、そこを尋ねたいわけではなくて、関連として、マスコミの情報なんで、どこまでが本当なのかはよく分からないんですが、要は、あそこでやっていた作業というのが町史の30年間たまっていた資料を無理くりさせられていたと。町史、分かりますか、町の歴史が30年分たまっているんで、それをさせる作業をしていたと、一生懸命総務課長が話していらっしゃったんです。

先ほど、小畠議員がおっしゃった伝承を伝えるという意味でも、本町も多分町史ありましたよね、結構前ですかね、分厚いやつがあったと思うんですけども、ああいうのを、本町も訂正せないかんとか、30年たまっておったやつをいきなりやるとか、そういうことはないとは思いますが、本町にもそういう作業が残っているんでしょうか。

ちょっと念のため関連でお尋ねしたかったんですけども、どこの課がそういうのを担当されていらっしゃるか分からないんで、タイムリーな質問なんで、ちょっと興味津々もありまして尋ねたところで、もしそういうのがあるのであれば、変な話、誰かがせないかん話でしょうから、30年たまっている分をいきなりやれと。10年、20年残しておいて、50年後誰かやっても、誰も記

憶は残っていないという話になるとあれなんで、その辺のところ、よければお尋ねしたいなということでございます。

議長 暫時休憩いたします。

休憩	時	分
再開	時	分

議長 それでは、再開いたします。

ちょっと内容については、直接予算とも関係のない部分でもありますので、執行部のほうでもう一回、その辺洗い出しがあるのであれば、後ほど報告を求めたいと思いますが、よろしいですか。

じゃ、それ以外で何かありますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 先ほどの野田課長の答弁に関係する質問なんですけれども、私の認識違いなのかもしれんけれども、夢あふれるまちづくり基金事業というのは、町内で夢を持った人が事業を起こす、起業プランを示して、それに賛同する全国の方からふるさと納税が一定額以上集まれば、それを原資として事業をやっていただくというために使うというのがこれやったと思うんだけど、ちょっと先ほどの答弁では、大莞の伝承事業ということで太鼓の買取りであったり、修繕であったりというものを今回は使うというお話なんですけど、そういったふうに用途が幾らか変わった、であれば、それはそれで結構だとは思って

おるんですが、ただ、変わったのであれば、知ったところだけが恩恵を受けるということではなくて、小島議員の質問にもありました、あるところは獅子舞があるけれども壊れた状態で、修繕すれば地域としても祭り等で起こしたいんだけれども、それがなかなかできないというようなところは、上牟田口以外でも多くあるだろうというふうに思っています。

だから、仮にそういったものを対象とすることができるというのであれば、それは広く知らしめていただければ非常にありがたいなというところで、今後についての要望ということで聞いていただければと思います。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

質疑なし

議長 それでは、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第9、議案第36号令和2年度大木町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第36号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第37号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第37号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険特別会計において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に傷病手当金を支給するため、令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ107万7,000円を追加し、

それぞれの合計を18億3,686万9,000円として計上するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。田中健康課長。

健康・福祉課長 議案第37号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金107万7,000円の補正でございます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金として、発生予算として計上するものです。

9ページ、10ページをお願いいたします。

続いて、歳入のご説明を申し上げます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金107万7,000円の補正でございます。

傷病手当金につきましては、全額国の特別調整交付金として財政支援されることとなっております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第37号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第10、議案第37号令和2年度大

木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第37号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第38号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第38号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、町道八町牟田10号線（荒牟田地区）自転車歩行者道設置事業の計画変更に伴い、配水管路耐震化事業の効率的な実施を図るため、必要となる経費1,020万円を増額し、資本的支出の総額を3億5,809万4,000円とするものでございます。

必要となる財源につきましては、資本的収入のうち企業債を340万円増額するとともに、過年度分損益勘定留保資金を680万円増額して補填することとしております。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　それでは、議案第38号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

本案は、町道八町牟田10号線の荒牟田地区における自転車歩行者道設置工事の計画変更に伴い、上水道管の耐震化を行います配水管耐震化事業の効率化を図るため、配水管設置工事を実施するものであります。

補正予算（第1号）1ページをお開きください。

第2条令和2年度大木町水道事業会計予算、第4条に定めた収益的収入及び支出の予定額につきまして補正するものです。

第1款資本的収入につきましては340万円を増額し、2億7,235万7,000円に改めようとするものです。その内訳といたしまして、第2項企業債、同額でございます。

第1款資本的支出につきましては1,020万円を増額し、3億5,089万4,000円に改めようとするものです。その内訳といたしまして、第3項配水管耐震化事業費で同額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する8,573万7,000円は、減債積立金1,445万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金680万円増の5,128万7,000円で補填しようとするものです。

次に、2ページをお開きください。

第3条、予算5条で定めた企業債を1億3,480万円に改めるものです。

以上で議案第38号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第38号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第11、議案第38号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第38号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第39号財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第39号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

本案は、大木町消防団の小型動力ポンプ付積載車1台を取得することについて、株式会社倉重ポンプ商会と物品売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。池末総務課長。

総務課長 議案第39号財産の取得についてご説明いたします。

今般の小型動力ポンプ付積載車の取得は、大角東、古賀、福間北・南区を担

当する大木町消防団第2分団第2部に配備している同車両が平成12年に導入後19年を経過し、車両や小型ポンプの機能が低下しているため、機動力の強化を図るべく更新するものであります。

参考資料の11ページをお願いいたします。

小型動力ポンプ付積載車更新事業の入札は、事後審査型一般競争入札で実施し、2社の応札があり、5月8日に開札をいたしました。その結果、株式会社倉重ポンプ商会代表取締役倉重功が消費税等の税抜き金額652万4,760円、落札率96.1%で落札したものです。

財産の取得につきましては、地方自治法及び大木町条例の規定により、予定価格700万円以上のものについては議会の議決に付さなければならないので、お願いするものであります。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第12、議案第39号財産の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第39号本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。ちょっと短いですが、再開を11時15分といたします。トイレ休憩のみということで、よろしく願いいたします。

休憩　　11時11分

再開

11時15分

議長　それでは、再開をいたします。

お諮りいたします。日程第13、議案第40号大木町農業委員会委員の任命についてから、日程第30、議案第57号大木町農業委員会委員の任命については、同様の大木町農業委員会委員の任命の案件になりますので、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第57号については一括議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第40号大木町農業委員会委員の任命について。

次の者を大木町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月11日提出、大木町長、境公雄。

住所、大木町大字笹淵1200番地2、氏名、山縣　吉子、62歳。

次のページをお願いします。

議案第41号から議案第57号までは、先ほどありましたように農業委員会委員の任命の案件となりますので、この後、議案番号と住所等のみ朗読させて

いただきます。

議案第41号。

住所、大木町大字高橋395番地、氏名、北原 幸則、43歳。

次のページをお願いします。

議案第42号。

住所、大木町大字横溝750番地2、氏名、松本 久吉、69歳。

次のページをお願いします。

議案第43号。

住所、大木町大字八町牟田1294番地、氏名、眞崎 萬次、72歳。

次のページをお願いします。

議案第44号。

住所、大木町大字大角764番地、氏名、井手 正宏、64歳。

次のページをお願いします。

議案第45号。

住所、大木町大字蛭池1008番地、氏名、熊本 森行、63歳。

次のページをお願いします。

議案第46号。

住所、大木町大字横溝1810番地、氏名、黒田 安利、47歳。

次のページをお願いします。

議案第47号。

住所、大木町大字福土127番地1、氏名、田中 稔男、65歳。

次のページをお願いします。

議案第48号。

住所、大木町大字奥牟田1132番地、氏名、松永 静義、71歳。

次のページをお願いします。

議案第49号。

住所、大木町大字上八院1375番地3、氏名、山口 茂徳、62歳。

次のページをお願いします。

議案第50号。

住所、大木町大字上牟田口1300番地、氏名、山城 都行、71歳。

次のページをお願いします。

議案第51号。

住所、大木町大字上木佐木1174番地、氏名、平木 俊博、71歳。

次のページをお願いします。

議案第52号。

住所、大木町大字福土974番地、氏名、田中 良房、70歳。

次のページをお願いします。

議案第53号。

住所、大木町大字福土18番地18、氏名、池口 活友、64歳。

次のページをお願いします。

議案第54号。

住所、大木町大字三八松1324番地5、氏名、石橋 隆、55歳。

次のページをお願いします。

議案第55号。

住所、大木町大字筏溝811番地、氏名、荒巻 明子、46歳。

次のページをお願いします。

議案第56号。

住所、大木町大字上牟田口405番地、氏名、牟田口 美智子、65歳。

次のページをお願いします。

議案第57号。

住所、大木町大字高橋248番地、氏名、真辺 恵子、67歳。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第40号から議案第57号まで、大木町農業委員会委員の任命について一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正施行され、農業委員の選出方法が選挙制及び選任制から、議会の同意を得て、町長が任命する任命制へと変更になりました。

また、任命に当たっては、農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者を含めることや、原則として、過半数以上の町認定農業者での構成や、年齢、性別に著しい偏りが生じないよう配慮することなどの要件が課せられております。

現在の農業委員の任期が、本年7月19日をもって満了となることから、町認定農業者10名、利害関係を有しない者1名のほか、女性4名、50歳以下の若者3名を含め、新たに18名を任命することにつきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。詳細にわたる説明は提出者からなされましたので、省略いたします。

これより質疑を行います。議案第40号から議案第57号について質疑ありませんか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　なかなか厳しい選択を迫られて、議員もみんな大変だと思います。農業委員がどういった仕事があるのか、また、それぞれ18名がどういった方なのか、なかなか……。

今回、自薦、他薦といますか、団体推薦と、18名の定数に対して20名の応募があったとお聞きしております。しかし、ここで提案された候補者は、既に評価委員会で選任された18名であり、自薦、他薦での候補者は除外、落選ですかね。そういった落選された方への通知はどのような形でなされましたのか、お尋ねいたします。

議長　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　12番、中島議員のご質問に対しましてご答弁申し上げます。

評価委員会の結果につきましては、これは本日の議案といたしまして提出するというございますので、本日の議案の審議の後に通知を行うということになってございます。

以上でございます。

議長　12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　　という、ここに提案されなかった2名というのは、議会の承認を得なかったから落選ですよという形になるわけですか。

議長　　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　　12番、中島議員のご質問に対しましてご答弁申し上げます。

　　少し手続についてちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

　　改選の手続につきましては、町長の選任制という形で平成29年よりなっております。

　　手続でございますけれども、まずは、ある一定の公募期間を設けることということになってございます。その後、2つに分かれまして、本町が行っていません評価委員会を設けて、客観的評価に基づき一度評価を行って、町長のほうへその報告結果を行い、町長が人選を行うという手続と、もう一つは、選任機関を設け、推薦等が上がった者を町長が直接選任するという方法がございます。

　　本町の場合は、人選ということでございますので、一応第三者の方の評価を入れたところで、町長へ報告結果をお示しをいたしまして、本日の議案という形で人選のほうを町長が行いまして、提案をしたということがございます。

　　以上でございます。

議長　　12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　　なかなか厳しいあれですけれども、大体各地域とか団体推薦とかそういった形の中で、各地域から地域割みたいな形で出てあると思います。

　　そういった中で、また自薦、他薦での公募をするということになるとなかなか

か複雑なところが出てくるから、そういった公募、自薦はもうやめたほうがいいんじゃないですか。

そうじゃないと、こういった形で2人の方の話を聞くと、先週の木曜日にちょっと聞いたんですけれども、全然連絡がないと。どうなってるか分からんというものであります。

ですから、この中で議会が20名の中から選考するという形になると分かりやすいんですけれども、ここで上がってきた、評価委員が評価した18名の方をここで承認するという形になるわけですから、あとの2名は何か本当に申し訳ないと。そういった自薦とか他薦で出られた方は意欲があって出られている方が多いと思います。

地域によっては、なかなか今、JAの理事にしても、農業委員にしても成り手がなくなってきております、実際。そういった中で、やっぱり自分がなってやろうと、やりたいということがあれば、そういった形の評価というものもきちんとやらんと、その2人の方は本当にかわいそうだと思います。

それから、議員の中も、農業委員の役割とか、なかなか分かっていない方が多いんじゃないかと思えます。それで、ちょっと外れていくかもしれませんけれども、いろいろ幾つかの質問をさせていただきます。

農業委員会の活動をどのように活動していくべきなのか、そのあたりちょっと課長のほうにお尋ねいたします。

議長　　じゃ、まず、その公募をやめたらというふうな意見もあったんですが、それは意見としてよかですか。

中島宗昭議員　それは、ここで答弁ではなくて、そういった将来、その辺を

考えてくださいということで、要望でございます。

議長　　じゃ、まず、そしたら農業委員会の役割の認識ということで、広松産業振興課長。

産業振興課長　　1 2 番、中島議員のご質問にお答えをいたします。

農業委員会の活動につきましては、議員がご承知のとおりでございますけれども、農業委員会は独立の行政委員会でございます、合議制という形になってございます。

役割といたしましては、地域農業の振興というところでございまして、現在、平成24年度から人・農地プランというものが動き出しております。担い手への農地の集積であったり、今後農地を継続的に活用するための中間管理事業であったり、そういったことについての支援の窓口、また農家の相談会の開催など、そういった世話役というものの役割が一つございます。

もう幾つかございますけれども、農地法等の農地の行政の執行ということでございます。

これにつきましては、農地を例えば別の目的に転用するであったり、そのような農地法に基づく法令業務の執行に伴います現地調査の、地元の農業委員さんであったり、あとは本町におきましては輪番制で現地の確認に行ってもらっておりますけれども、そういったもの、それとあと遊休農地のパトロール、それとまた発生防止に向けての情報提供であったり、地権者に対する注意喚起というところがございます。

あともう一点でございます。農業担い手の支援というところで、認定農業者や新規就農者等の経営体への農地の利用の集積を進める。これは産業振興課の

ほうでも一緒にやっていくところでございます、当然その認定農業者の審査会、または新規就農者等の経営体への農地の利用集積につきまして、事務局が今のところ主にはなっておりますけれども、経営改善の審査、それと助言、そういったことも行うとともに、農業者に対する情報提供のほうを行うということが、農業委員会としての役割というふうに認識をしております。

以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 本当に厳しい内容の仕事が待っているわけでございます。

それでは、また現在、農地利用の最適化という形で、先ほど課長のほうからもありました人・農地プランとか、そういった形ではありますが、大木町においての農地利用の最適化の推進というものはどのように考えておりますか。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島議員のご質問に対しましてご答弁申し上げます。

農地の最適化につきましてでございますけれども、本町におきましては農地面積が約1,000ヘクタールございますけれども、その約7割については集積が完了しているわけでございます。

1,000ヘクタールのうち、整備済みにつきましては800ヘクタール弱が土地改良事業で整備がされまして、遊休化されているものにつきましては50アール以下ということで、遊休化というものはあまり見られていないというような状況でございます。

昨今の課題といたしましては、新規就農者への農地のあっせんであったり、あとは一応生活面、住まいがなかなかなくて町外に住まわれているという、そういった生活支援であったり、そういったものが本町においては逆に課題ではないかというふうに認識をしております、人・農地プランの実質化も今推進されておりますので、併せてそのような形で産業振興課の農政係、それと農業委員会が連携して推進を行いまして、農村、農業の発展に努めてまいりたいというように考えております。

答弁は以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 そのとおりでございます。大きな違いといえば、担い手の対策、特に新規就農者に関してはとても手厚くされておりました、60名以上の方がされているということで、なかなか環境的には恵まれているんじゃないかと思っております。

農業委員会の役割として、最適化推進に関しましては、農業の振興と農村の維持の2つの方向性があると思っております。今まで農地利用の最適化の推進が強調されてきましたが、最適化策は農地の利用集積ばかりではなく、遊休農地対策、新規参入、担い手の育成、みんな推進すべきで、先ほど課長が言われたとおりでございます。

全国一律ではなくて、市町村ごとにふさわしい最適化があるはずでございます。私の考える中で推進をどのように捉えているかということ、まず、最適化に向けて地域の特徴とニーズが何であることを明らかにすること。農業委員一人一人が現場のニーズを把握して、委員会に持ち帰り、総会に諮り、議論を尽くせ

ば、地域にとって、町にとっても必要な最適化が何なのか明らかになると言われております。

農業委員に担当区を持たせているのは、地域の実態を正確に把握することを重視したからであると思います。それぞれ独自の最適化策をつくり上げ、推進していくことが強く求められております。

そういった中、現在、本町において最適化推進の一つである担い手の育成、新規参入者よりも親元就農、家族において経営計画、考え方の相違、役割の不明確化、嫁、舅、親子関係にひずみが出るなど、家族、家庭の崩壊が始まっております。そういった現場もちゃんと調査をしながら対処していくのが、農業委員の役割であると思います。

しかも、そういった崩壊している家庭が、優秀そして模範的な農業経営者の農家が次々に家族の危機に瀕しております。そういった現状を把握し、家族経営協定締結の推進を図り、家族の崩壊を防ぎ、農業経営発展につなげる役割を担ってほしいのですが、委員任命第8条に照らし合わせると、「委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会に所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる者のうちから町長は議会において任命する」となっております。

果たして今回の、特に女性枠ですが、女性ネットワークにお願いしたという形だけでございますが、女性ネットワークではなくて、農業委員を任命する場合には、農村女性のリーダーに求められると思いますから、組織でいえば農村女性アドバイザーOB会、JAの女性部、JA理事、JA総代、農村生活改善グループ、また認定農業者、そして家族経営協定締結農家と、そういったところに相談をしてからの選考が本筋じゃないかと思っております。

今後、改革を求めていきたいと思いますが、課長の答弁をお願いいたします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 1 2 番、中島議員のご指摘に対しましてご答弁申し上げます。

前段の部分につきましては、エールを送っていただいたのかなというふうに思っております。

言われました町アドバイザーにつきましては、地域に根差して活動していくということがございますので、またいろいろアドバイスをいただきながら、私たちもサポートしてまいりたいというふうに考えております。

後段の部分でございますけれども、恐らく推薦に対する周知期間または周知前の手続についてどうだったのかというようなお話だというふうにお受け止めにいたしました。

議員さんにもスケジュールという形で令和元年12月より農事組合長会では3回、これは何で3回したかというのと、前回もうそうだったんですけれども、JAの役員のほうも改選期ということございましたので、JAの役員さんが決まった後であると、なかなか役の選任が難しくなるだろうということ、一応前回もそうだったんですけれども、一緒に時期を合わせた形で行ってこうということ、農事組合長会のほうに3回行っております。

中島議員も農事組合長さんでございましたので、ご出席をいただいていたかというふうに記憶をしておるところでございます。

あわせて、農事組合長会自体の主催はJA福岡大城が主管をしております、当然そのJA福岡大城の職員のほうも、この話、選任があることは当然知っていたわけございまして、また、広く一般にお知らせをするということとして、広報おおき3月号で一応5分の3ページほどいただきまして、募集期間であつ

たり、募集の要件であったり、あとは情報の公開を中間期に行います、また3月末で締め切ります、その後公表をしますというような形でお知らせをいたしました。

また、同じ内容につきましても、ホームページのほうで掲載をさせていただいたところがございます。

それと、議員さんにおかれましても、2月の全協だったと思いますけれども、一応こういった形で進めさせていただきますということでお話をいたしまして、また農業委員会においても、残られる方と退任される方がいらっしゃいますけれども、12月の農業委員会の総会の後、それと2月の農業委員会だったと思いますけれども、一応3月2日より公募を開始しますということで、広くお知らせをしたというようなことで、事務局としては認識をしておるところでございます。

それと、女性ネットワークおおきにどうしてというところがございますけれども、女性ネットワークおおきにつきましては、平成14年7月に設立をされて、その設立目的につきましては、女性の自立と社会参画の促進を図ること、また人材の発掘、人材の育成支援をされるというようなことで、女性の団体等を束ねる母体としてありますので、このような今回の農業委員会の改正に当たって、女性農業委員を3名から4名にするということで省庁のほうからの指示もございます。

また、これは中島議員もご承知のとおり、男女共同参画ですね、大木町もそうでございますけれども、一応審議会、委員会は30%以上の女性の登用ということがございますので、当然私たち事務局といたしましては、女性ネットワークおおきに対してこのような改選の手続が始められますということで、お知らせをしております。

また、先ほど言われました女性アドバイザーの方ということでございますけれども、これについては、私もちょっと農政のほうに10年近くおりますので、私に関わった期間の福岡県の女性農業アドバイザーをされた方につきましては、一度お声がけはさせていただいています。その返事につきましては、個別のことでございますので差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、今まで述べたような形で一応今回12月から本日まで事務局といたしましては、選任の規則、規定に基づきまして手続を行ったということで、認識をしております。

以上でございます。

議長　　まだ何点かありますか。続きの部分がある。では、12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　　なぜ私がこう熱く言うかということ、本当に実際、今現在、アスパラ農家、イチゴ農家の若手の家庭が崩壊して、家を飛び出して、何軒もあっているんです。またこの間も飛び出して、また新しく家を建てようとしている、別のところにですね。

それから——出戻りという言葉が悪いですがけれども、離婚して帰って来られて、家で弟がイチゴをやっているもので、そこに入ってまた別に自分でイチゴを始めるとか、そういった形の中でいろんな状況が起きているから、そういったことが、そこで問題が起きないように、特に女性の農業委員さんたちは、そういった家族経営形態とかいろんなことで携わって応援していただきたいと、そういう思いがあり、その辺は課長も全国農業新聞でハラさん、これは茨城の生活改善グループの今全国の会長のハラさん、この人は2010年から農業委員をやっておられて、この人には何回か私も会いましたが、夫婦が実践してき

た共同経営者としての家族経営協定の締結や、認定農業者の共同申請などの取組を地域に広げ、女性が今よりももっと積極的に社会参画できるように後押ししたいという、そういった思いの女性をやっぱり選考していかんと、できないと思います。

そういった点で、今後選考する場合は重々に考えて選考をしていただきたいと思います。

以上です。

議長 意見ということで。

じゃ、5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 中島議員が女性に対してエールを送ってくださることに、本当に感謝申し上げます。

今回、女性農業委員を推薦した団体、女性ネットワークおおきとは、先ほど紹介いただきましたように平成14年度に設立した団体です。活動歴は今年で18年になり、前身の手をつなぐ女性の会を含めれば二十数年になります。

団体の構成会員は地域婦人会、JA女性部、商工会女性部、また6つの任意団体と個人会員から成っています。町内の女性団体としては最も大きな組織であり、多種多様な構成となっています。この団体は、創立当初から男女共同参画推進のための活動を積極的に実施されてきました。

これは、産業振興課からちょっと頂いたものですが、このパンフレットによりますと、農業委員の役割も時代とともに多様化しており、女性農業委員への期待も大きくなっています。

特に新規就農者の農業に関する悩みや、先ほど中島議員がおっしゃったよう

に、日常生活に関することなど、幅広い相談を受けることにより、就農の継続、安定化に寄与できると考えられます。

推薦されている方々は、今後それぞれ今までの経験を生かし、女性農業委員として大いに活躍していただけたらと思っております。

このような理由により、私は賛成いたします。

議長 質疑ではなかったんですね。

古賀靖子議員 そうです。すみません。

議長 じゃ、意見として承っておきます。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

質疑なし

議長 それでは、以上をもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

採決は議案ごとに起立によって行います。

それでは、初めに、日程第13、議案第40号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。第40号です。

起立多数

議長　　ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第40号本案については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、日程第14、議案第41号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第41号本案については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、日程第15、議案第42号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第42号本案については、原案のと

おり同意することに決定いたしました。

続いて、日程第16、議案第43号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第43号本案については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、日程第17、議案第44号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第44号本案については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、日程第18、議案第45号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第45号本案については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、日程第19、議案第46号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第46号本案については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、日程第20、議案第47号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第47号本案については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、日程第21、議案第48号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第48号本案については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、日程第22、議案第49号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第49号本案については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、日程第23、議案第50号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第50号本案については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、日程第24、議案第51号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第51号本案については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、日程第25、議案第52号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第52号本案については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、日程第26、議案第53号大木町農業委員会委員の任命については、

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第53号本案については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、日程第27、議案第54号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第54号本案については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、日程第28、議案第55号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第55号本案については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、日程第29、議案第56号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第56号本案については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、日程第30、議案第57号大木町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第57号本案については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りいたします。議案第58号町道路線の認定についてを日程に追加し、追加日程第1、議案第58号として議題とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号町道の路線の認定についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第58号町道の路線の認定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第58号町道の路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、開発行為により築造された道路の寄附を受納することとなったものについて、新たに路線の認定を行う必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 それでは、認定路線一覧表 1 ページ目をお開きください。

当該認定 1 路線は参考資料の位置図のとおりです。開発行為によって開発区内に新設された道路で、詳細は道路台帳図 2 ページのとおりです。寄附を受納したことから、新たに町道として認定したく議決を求めるものです。

以上で、町道の路線の認定についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第 5 8 号について質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 5 8 号については、議案の審査を総務建設産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、追加日程第 1、議案第 5 8 号町

道の路線の認定については、総務建設産業常任委員会に付託することに決定しました。

日程第31、報告第1号令和元年度大木町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に案文を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 報告第1号令和元年度大木町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和20年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり令和元年度大木町一般会計繰越明許費繰越計算書を議会に報告する。

令和2年6月11日提出、大木町長、境公雄。

次のページをお願いします。

令和元年度大木町一般会計繰越明許費繰越計算書。

内容については朗読を省略させていただきまして、次のページ、合計の欄を朗読させていただきます。

合計金額5億9,348万円。翌年度繰越金4億7,276万2,000円。

財源の内訳で、既収入特定財源382万3,000円、国県支出金1億5,062万9,000円、町債1億5,270万円。その他503万5,000円。一般財源としまして1億6,057万5,000円。

令和2年5月31日、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

報告事項でございますが、何か皆さんのほうから質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第31、報告第1号令和元年度大木町一般会計繰越明許費繰越計算書については以上をもって終了いたします。

日程第32、報告第2号令和元年度大木町水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に案文を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 報告第2号令和元年度大木町水道事業会計継続費繰越計算書について。

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり令和元年度大木町水道事業会計継続費繰越計算書を議会に報告する。

令和2年6月11日提出、大木町長、境公雄。

次のページをお願いします。

令和元年度大木町水道事業会計継続費繰越計算書。

資本的支出、項につきまして、配水管路耐震化事業費、事業名、第1期配水管路耐震化事業費、継続費の総額16億6,123万5,000円、当年度継続費予算現額、予算計上額として2億9,409万6,000円、前年度繰越額2,452万1,631円、計の3億1,861万7,631円、支払い義務発生額2億9,552万831円、残額2,309万6,800円、翌

年度逡次繰越額 2, 309万6, 800円、翌年度逡次繰越額に係る財源の内訳で、企業債ゼロ、国庫補助金ゼロ、出資金ゼロ、損益勘定留保資金 2, 309万6, 800円、翌年度逡次繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産の購入限度額ゼロ。

令和2年5月31日、大木町水道事業、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

こちらも報告事項ですが、何か質疑ございますか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第32、報告第2号令和元年度大木町水道事業会計継続費繰越計算書については、以上をもって終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。次回は6月17日午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会

1 2 時 0 0 分